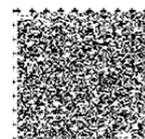


**第 5 期障害福祉計画
及び
第 1 期障害児福祉計画**

第 3 章





1. 数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、第4期障害福祉計画に引き続き、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、平成32年度末における地域生活に移行する人の数を目標値として設定することとしています。

<国の基本指針>

- ◆ 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行
- ◆ 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減

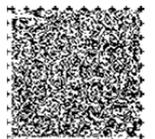
表 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値

項目	目標値	考え方
平成32年度末までの地域生活移行者数	65人	平成28年度末時点の施設入所者数(725人)の9%が地域生活へ移行
平成32年度末の施設入所者数	711人	平成28年度末時点の施設入所者数(725人)を2%削減

【施設入所者の地域生活への移行に向けた取組】

ただ単に施設から出たということではなく、地域生活へ移行した後も定着していける支援が求められており、各区の障害者生活支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するための必要な支援を的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。





(2) 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

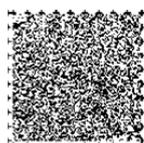
国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、入院中の精神障害者に関する目標値を定めることとしています。

<国の基本指針>

- ◆ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ◆ 平成32年度末時点の長期在院者数（65歳以上、65歳未満）を設定する
- ◆ 平成32年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上
- ◆ 平成32年度における入院後6か月時点の退院率を84%以上
- ◆ 平成32年度における入院後1年時点の退院率を90%以上

表 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に関する目標値

項目	目標値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	— (設置済)	地域自立支援協議会において協議を行っている
平成32年度末時点での精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上）	459人	埼玉県目標値から住所地別1年以上入院者数（65歳以上）の割合で算出
平成32年度末時点での精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満）	360人	埼玉県目標値から住所地別1年以上入院者数（65歳未満）の割合で算出
平成32年度における入院後3か月時点の退院率	69%	平成32年6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率を69%
平成32年度における入院後6か月時点の退院率	84%	平成32年6月に入院した患者の入院後6か月時点の退院率を84%
平成32年度における入院後1年時点の退院率	95%	平成32年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率を95%

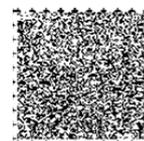


**【精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に向けた取組】**

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、地域自立支援協議会において検討を進め、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

また、システムの構築に向けた施策を検討の上、モデル事業として精神障害者への訪問支援（アウトリーチ）を実施し、システム構築のための手法を確立することで、今後市全域への普及を目指します。





(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに少なくとも一つを整備することとしています。

<国の基本指針>

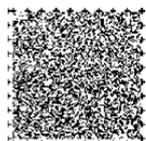
- ◆ 平成32年度末までに、少なくとも一つ整備することを基本

表 地域生活支援拠点等の整備に関する目標値

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等	整備に向けた検討を行う	平成29年度から地域自立支援協議会において地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を始めているところであり、引き続き関係機関と連携し協議を進める

【地域生活支援拠点等の整備に向けた取組】

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行います。また、検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。





(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等及び就労定着支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労へ移行及びその定着する人の目標値を設定することとしています。

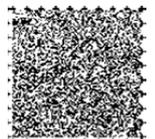
(※就労移行支援事業所等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

<国の基本指針>

- ◆ 平成32年度中に一般就労移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上
- ◆ 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加
- ◆ 平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
- ◆ 各年度の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする

表 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値

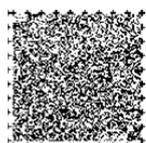
項目	目標値	考え方
平成32年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数	237人	平成28年度の一般就労移行者数(158人)を5割増加
平成32年度末時点の就労移行支援事業利用者数	531人	平成28年度末時点の就労移行支援事業利用者数(443人)を2割増加
平成32年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合を5割 【参考】 平成28年度末時点では17% (6事業所/35事業所)
平成32年度末時点の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	8割	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割



**【福祉施設から一般就労への移行等に向けた取組】**

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、就労移行支援事業を活用していただくことで、障害者の一般就労移行を促進するため、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。





(5) 障害児支援の提供体制の整備等

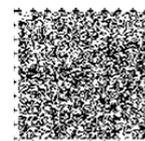
国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、平成32年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置をすることとしています。

<国の基本指針>

- ◆ 平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置
- ◆ 平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ◆ 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置
- ◆ 平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける

表 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値

項目	目標値	考え方
平成32年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所増	平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置 (平成28年度末時点の事業所数：5か所)
平成32年度末時点の保育所等訪問支援事業所の設置数	1か所増	平成32年度末までに、保育所等訪問支援事業所を1か所以上設置 (平成28年度末時点の事業所数：6か所)
平成32年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所増	平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置(平成28年度末時点の事業所数：2か所)





項目	目標値	考え方
平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける	1か所	平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける

【障害児支援の提供体制の整備等に向けた取組】

障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置していきます。また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。





2. 訪問系サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービスの見込量

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障害支援区分が区分1以上の人が対象となり、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

利用実績をみると、利用量は増加傾向にあることから、その伸び率に基づき、見込量を設定します。

② 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者や知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人が対象となり、居宅介護のサービスやその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

これまでの利用実績等を勘案し、見込量を設定します。

③ 同行援護

「同行援護」は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

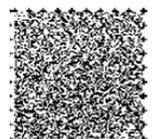
これまでの利用実績等を勘案し、見込量を設定します。

④ 行動援護

「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。

障害支援区分が区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人を対象となります。

居宅介護と同様、一定の伸び率に基づき、数値目標を設定します。





⑤ 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人で、障害支援区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して居宅介護等、その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

これまでも利用実績がなく、また、サービス利用対象者が限定的であることから今後も増加は見込まれませんが、各年度1名を見込みます。

表 訪問系サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
①居宅介護	時間分	29,201	29,265	37,130	33,260	35,460	37,810
	人	1,278	1,329	1,610	1,510	1,610	1,720
②重度訪問介護	時間分	17,621	19,382	26,960	27,200	32,220	38,170
	人	41	47	70	70	80	90
③同行援護	時間分	2,847	3,183	3,980	3,450	3,590	3,740
	人	139	147	190	160	170	180
④行動援護	時間分	2,827	3,211	3,580	4,130	4,680	5,310
	人	112	121	180	160	180	200
⑤重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	60	60	60	60
	人	0	0	1	1	1	1

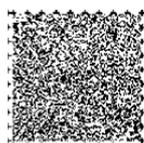
(2) 訪問系サービスの確保方策

本市における訪問系サービスの利用者数や利用量は増え続けており、今後も増加傾向は続くことが予測されます。また、障害福祉サービス事業者数も増加しています。こうした増加見込を障害福祉計画の年度ごとのサービス見込量に適切に反映させていきます。

また、必要なサービスを適切に利用できるよう、サービス需要の増大についての情報提供に努め、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

引き続き、障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの量的な拡大を図ります。





3. 日中活動系サービスの見込量と確保方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

① 生活介護

「生活介護」は、常時介護が必要な人で、障害支援区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人が対象となります。また、障害者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象となります。

第4期障害福祉計画期間の利用状況をみると、生活介護の利用実績は増加しています。常時介護を要する人に対して必要な支援が行えるよう、利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

② 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校を卒業した人にとっても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

③ 自立訓練（生活訓練）

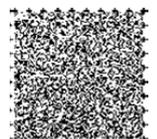
「自立訓練（生活訓練）」は、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。

今後の入所施設・病院からの退所・退院者や特別支援学校を卒業した人等の利用を見込み、地域生活への円滑な移行や地域生活の維持の支援につながる量的確保に努めます。

④ 就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する65歳未満の人を対象に、一定の期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

今後の見込量については、これまでの利用実績に基づくとともに、平成32年度末における利用者数については、平成28年度末における利用者数の2割以上が利用するものとして、数値目標を設定します。





⑤ 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は、通常の事業者には雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

第4期障害福祉計画期間に利用実績が増加しているため、障害者に必要な就労支援が行えるよう、利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

⑥ 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、通常の事業者には雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

就労継続支援（A型）同様、第4期障害福祉計画期間に利用実績が増加しているため、障害者に必要な支援が行えるよう、利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

⑦ 就労定着支援

「就労定着支援」は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

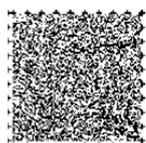
平成30年度から新たに実施される事業のため、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を見込量として設定します。

⑧ 療養介護

「療養介護」は、医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人や筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の人に対して必要なサービスです。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。





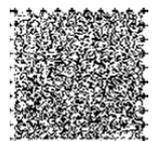
⑨ 短期入所（ショートステイ）

「短期入所（ショートステイ）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者等を障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。

利用者数は増加する傾向にあり、平成30年度以降も利用者増が見込まれます。

表 日中活動系サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
①生活介護	人日分	32,125	33,289	45,510	37,300	39,490	41,800
	人	1,687	1,746	1,880	1,960	2,070	2,190
②自立訓練 (機能訓練)	人日分	408	413	460	410	410	410
	人	56	59	110	60	60	60
③自立訓練 (生活訓練)	人日分	772	649	1,480	650	650	650
	人	60	49	90	50	50	50
④就労移行支援	人日分	6,236	5,804	7,600	6,390	6,700	7,030
	人	382	443	500	487	509	531
⑤就労継続支援 (A型)	人日分	4,734	6,936	16,850	13,120	18,050	24,830
	人	250	366	870	690	950	1,310
⑥就労継続支援 (B型)	人日分	16,694	18,565	25,780	23,060	25,700	28,650
	人	1,057	1,714	1,240	2,130	2,370	2,640
⑦就労定着支援	人				197	217	237
⑧療養介護	人	88	88	120	90	90	90
	人						
⑨短期入所 計 (ショートステイ)	人日分	2,753	3,094	3,550	4,120	4,750	5,480
	人	355	408	430	540	620	720
短期入所 (福祉型)	人日分	2,576	2,909	3,260	3,880	4,470	5,160
	人	323	377	395	490	560	650
短期入所 (医療型)	人日分	177	185	290	240	280	320
	人	32	31	35	50	60	70

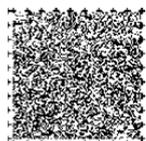




(2) 日中活動系サービスの確保方策

サービス利用者数の増加や、施設入所者等の地域移行により、いずれのサービスも利用が増加していくことが見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の実業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。





4. 居住系サービスの見込量と確保方策

(1) 居住系サービスの見込量

① 自立生活援助

「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助（グループホーム）」は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談や入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

また、平成26年4月から障害者総合支援法において、「共同生活介護（ケアホーム）」は「共同生活援助（グループホーム）」に一元化されました。

今後、施設入所者や医療機関の入院者の地域移行を進めることから、地域生活への移行の上で不可欠となる基盤の整備を推進するとともに、相談支援及び地域移行支援や地域定着支援等を活用した総合的な居住支援施策を進めます。

③ 施設入所支援

「施設入所支援」は、生活介護を受けている、障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は、区分3）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。





表 居住系サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
①自立生活援助	人				25	45	65
②共同生活援助 (グループホーム)	人	338	380	610	530	630	750
③施設入所支援	人	718	725	677	718	715	711

(2) 居住系サービスの確保方策

日常生活上の援護や自立生活の助長を図るグループホームについて、共同での生活を望む障害者のニーズの把握を含め、施設入所者等の地域移行を進める中での需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の実業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進し、不足が指摘される居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

また、入所施設の待機者や障害者のニーズを調査し、必要なサービスを提供できるよう努めます。

一方で、地域住民の障害者施策や障害者に対する周知啓発に努め、障害者が地域で生活することに対する理解を深めていく必要があります。





5. 相談支援サービスの見込量と確保方策

(1) 相談支援サービスの見込量

① 計画相談支援

障害福祉サービスの利用に際し、指定を受けた特定相談支援事業者によりサービス等利用計画案を作成し、支給決定、利用計画見直しの参考とすることで、サービスの利用を支援します。

サービス等利用計画は、全ての障害福祉サービスを利用する人に必要になります。

② 地域移行支援

障害者支援施設等や精神科病院に長期入所等していた人が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について支援をします。

これまでの利用実績や提供体制等を勘案し、見込量を設定します。

③ 地域定着支援

地域における単身の障害者等に対し、夜間等も含む緊急時の連絡や相談等の支援をします。

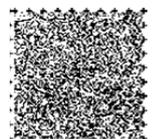
今後の地域生活への移行者数やこれまでの利用実績等を勘案し、見込量を設定します。

表 相談支援サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
①計画相談支援	人	498	6,722	6,740	7,560	8,010	8,490
②地域移行支援	人	1	1	10	10	10	10
③地域定着支援	人	8	7	10	10	10	10

(2) 相談支援サービスの確保方策

事業を実施する相談支援事業者が可能な限り身近に立地し、気軽に相談でき、個々の状況に応じた障害福祉サービスを提供できるようにするとともに、計画相談支援を全ての障害福祉サービス利用者に提供できるよう体制の充実を図ります。





6. 児童福祉法による指定通所支援等の見込量と確保方策

(1) 児童福祉法による指定通所支援等の見込量

① 児童発達支援

「児童発達支援」は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

第4期障害福祉計画期間の利用状況を見ると、児童発達支援の利用実績は増加しているため、これまでの利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

② 医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」は、児童発達支援及び治療を行います。

第4期障害福祉計画期間の利用状況を見ると、医療型児童発達支援の利用実績はほぼ一定の利用となっているため、これまでの利用実績に基づき見込量を設定します。

③ 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

第4期障害福祉計画期間の利用状況を見ると、放課後等デイサービスの利用実績は増加しているため、これまでの利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

④ 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

第4期障害福祉計画期間の利用状況を見ると、保育所等訪問支援の利用実績は増加しているため、これまでの利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。





⑤ 居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」は、重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行います。

平成30年度から新たに実施される事業のため、見込量として設定します。

⑥ 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

「福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設」は、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

現状の入所者数を見込み量として設定します。

⑦ 障害児相談支援

障害児通所支援等の利用を希望する障害児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画策定後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。

障害児支援計画は、全ての障害児通所支援等を利用する人に必要になります。

⑧ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

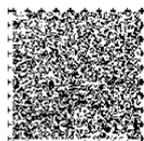
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける中で、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置を検討していきます。





表 児童福祉法による指定通所支援等の実績と見込量

サービス区分	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
①児童発達支援	人日分	4,197	4,559	6,960	6,490	7,740	9,230
	人	445	477	750	680	810	970
②医療型 児童発達支援	人日分	374	375	450	380	380	380
	人	57	56	90	60	60	60
③放課後等 デイサービス	人日分	9,869	13,329	26,860	25,680	35,640	49,460
	人	897	1,129	2,000	2,180	3,030	4,210
④保育所等 訪問支援	人日分	28	21	80	40	50	60
	人	28	21	80	40	50	60
⑤居宅訪問型 児童発達支援	人日分				230	230	230
	人				10	10	10
⑥福祉型 障害児入所支援	人	10	9	—	9	9	9
⑥医療型 障害児入所支援	人	12	11	—	11	11	11
⑦障害児相談支援	人	2,514	3,054	4,310	4,780	5,980	7,480
⑧医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置	人				検討	検討	1





⑨ 障害児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児等が希望に沿った利用ができるよう、利用ニーズを踏まえ、認可保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児等の受入れの体制整備を行います。

表 障害児等の受入れの見込量

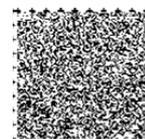
種別	単位	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	定量的な目標（見込み）		
			平成30年度（2018）	平成31年度（2019）	平成32年度（2020）
認可保育所	人	360	340	350	360
放課後児童クラブ	人	231	211	221	231

(2) 児童福祉法による指定通所支援等の確保方策

サービス利用者数の増加により、サービスの利用が増加していくことが見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の実業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

また、認可保育所については、専任保育士を配置するための人件費補助を行い、放課後児童クラブについては、障害児を受け入れた場合の委託料の加配及び施設改修費の助成を行うことで、障害児等の受入れを進めていきます。





7. 発達障害者等に対する支援の見込量と確保方策

(1) 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う発達障害者支援地域協議会を開催することで、関係者の連携を緊密に図り、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

(2) 発達障害者支援センターによる相談支援

発達障害に関する様々な問題に関して、発達障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要な支援や助言を行います。また、相談者の年齢や相談内容に応じて、個別相談や他の相談機関についての情報提供等を行います。

(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言

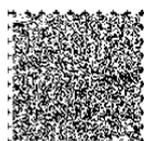
発達障害者及びその家族等が地域で必要な支援が受けられるように、関係機関へのコンサルテーション（助言、情報提供等）を実施します。

(4) 発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発

講演会や研修を開催し、発達障害や支援についての知識を広め、地域の理解者を増やします。

表 発達障害者支援等の見込量

種別	定量的な目標（見込み）		
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
(1) 発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回	2回	2回
(2) 発達障害者支援センターによる相談件数	1,430件	1,545件	1,660件
(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	10件	10件	10件
(4) 発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	50件	50件	50件





8. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域社会において、障害や障害者に対する理解を深めるため、啓発パンフレットの配布や各種イベント等を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

障害者やその家族等が実施する自発的な活動を支援することにより、障害者等の社会参加を推進する事業を実施します。

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障害者（児）及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業であり、この相談支援事業を適切に実施していくために「地域自立支援協議会」において、相談支援事業の実施状況等を調査するほか、具体的な困難事例への対応のあり方について検討するとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

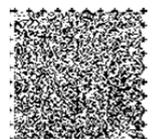
判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、市長による後見開始等審判の申立てを行うほか、成年後見制度を利用するための費用の負担が困難な方に対して申立て費用や後見人等への報酬の助成を行うことにより、成年後見制度の利用支援を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行うほか、市民後見人の育成・支援を行うとともに、法人後見事業の利用支援を行います。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、手話通訳者を設置します。





(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障害者(児)の日常生活の便宜を図るため、聴覚障害者通信装置、特殊ベッド、入浴補助用具などの日常生活用具の給付、自己負担の軽減を行います。引き続き、制度の周知により利用促進を図ります。

(8) 移動支援事業

障害者にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために外出の移動介護を行うサービスとして、利用実績が確実に伸びているため、障害者が社会に参画できるよう、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

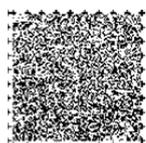
障害者の地域生活の場、社会参加の場として、障害者等を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施する地域活動支援センターの運営を支援します。

(10) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者に対する支援を総合的に行う拠点として発達障害者支援センターを運営し、発達障害者やその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行います。

(11) 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を実施します。





(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者を養成します。また、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。また、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(14) 広域的な支援事業

① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応の体制の整備に向けた検討を行います。

② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障害者支援地域協議会を開催することにより、発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行うとともに、関係者の連携を緊密に図り、本市の実情に応じた体制の整備を行います。

(15) 任意事業

その他事業として「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業」、「日中一時支援事業」等の事業に対し見込量を定め、サービス提供基盤整備に取り組んでいきます。





表 地域生活支援事業の実績と見込量

事業名	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
(1) 理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業		未実施	未実施	実施	検討	実施	実施
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	箇所	15	15	15	15	15	15
基幹相談支援センター		設置	設置	設置	設置	設置	設置
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	2	2	2	実施	実施	実施
③ 住宅入居等支援事業	箇所	15	15	15	実施	実施	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	人	23	32	63	40	45	50
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施
(6) 意思疎通支援事業(月間)							
① 手話通訳者設置事業	人	18	20	20	20	20	20
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	件	80	80	98	70	70	70
② 自立生活支援用具	件	165	173	190	170	170	170
③ 在宅療養等支援用具	件	91	112	88	105	105	105
④ 情報・意思疎通支援用具	件	212	222	114	205	205	205
⑤ 排泄管理支援用具	件	1,619	1,690	1,823	1,750	1,800	1,850
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)(年間)	件	24	19	17	25	25	25

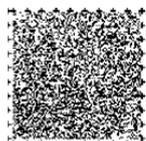




表 地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）

事業名	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
(8) 移動支援事業（月間）	箇所	219	224	223	234	239	244
① 利用見込者数	人	1,189	1,213	1,653	1,284	1,321	1,359
② 延べ利用見込時間数	時間	27,135	26,979	35,272	28,487	29,274	30,084
(9) 地域活動支援センター事業（年間）							
さいたま市分	箇所	26	26	26	26	26	26
	人	293	290	315	315	315	315
他市町村分	箇所	3	3	3	3	3	3
	人	5	5	4	5	5	5
(10) 発達障害者支援センター運営事業（年間）	箇所	1	1	1	1	1	1
(11) 障害児等療育支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
① 手話通訳者養成研修事業（年間）	人	8	10	10	10	10	10
	要約筆記者養成研修事業（年間）	人	6	13	8	15	15
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（年間）	人	0	1	1	1	1	1
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
① 手話通訳者派遣事業（年間）	件	1,731	1,778	1,620	1,870	1,910	1,950
	要約筆記者派遣事業（年間）	件	130	139	144	150	160
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（年間）	件	0	5	4	5	6	6

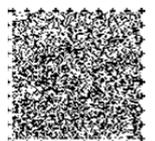




表 地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）

事業名	単位	第4期			第5期見込量		
		平成27年度 (2015) 実績	平成28年度 (2016) 実績	平成29年度 (2017) 見込量	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
(14) 広域的な支援事業							
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
ア地域生活支援広域調整会議等事業	回				検討	検討	1
イ地域移行・地域生活支援事業	人				9	9	9
ウ災害派遣精神医療チーム体制整備事業	回				1	1	1
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 (協議会の開催見込)	回				2	2	2
(15) 任意事業							
① 盲人ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
② 福祉ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
③ 訪問入浴サービス事業（月間）	人	82	68	70	65	65	65
④ 更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業（月間）	人	26	32	21	20	20	20
⑤ 知的障害者職親委託制度（月間）	人	5	5	8	5	5	5
⑥ 日中一時支援事業（月間）	人	256	163	300	165	166	167
⑦ 生活訓練等（年間）	人	833	692	800	700	700	700

